

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清明小学校

校長名 渋谷 正芳

令和7年度教育課程

このことについて、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標及び育成を図る資質・能力

教育基本法に則り、国民としての自覚をもち、清く明るく豊かな心をもちすすんで学ぶ児童の育成を目指す。

- ◎よく見つけよく考える子（知識や技能、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲や態度）
- ・親切で思いやりのある子（生命や自然尊重、自他の敬愛、公共の精神、郷土愛）
- ・健康でたくましい子（体力、健康的な生活、自主・自律の精神、自己肯定感、忍耐）

（2）特別支援学級の教育目標

- ◎自ら考え行動する子【生きていくために必要な基礎的・基本的な知識・技能】
- ・自分も相手も大切にすること【人とのかかわり合い、思いやりの心・生命や自然尊重】
- ・心身共に健康な子【基本的生活習慣の定着・心身の安定・最後までやりぬく心】

（3）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

- ①学習習慣の定着を図るために、個々の障害の程度に応じて、生きていくために必要な基礎的・基本的な学習内容を定着させる。
- ②よりよく生きるために必要な規範意識や生命を尊重する心や思いやりの心をもつために、道徳科の時間を要とした全教育活動を通じて育む。
- ③望ましい生活習慣の確立と心身の安定のために、運動習慣の確立を図る。
- ④人とのかかわり合いを通して社会性を育むために、地域の特色や良さを体験的に学ぶ。
- ⑤地域への愛着をもち、所属意識をもって社会へかかわろうとする心情を育むために、連携し地域人材の招聘等を行い、地域に密着した教育活動を実施し、社会に開かれた学校づくりに努める。
- ⑥地域を愛し、よさを引き継ぐとともによりよくしていこうとする心情を育てるために、ESDを推進する。
- ⑦学びへの関心・意欲の醸成を図るために個別最適な学びと協働的な学びの往還をする。
- ⑧交流及び共同学習の充実のために、通常学級と特別支援学級との交流を活性化させる。